CHIYODA Yes, We love.
教育と文化のまち千代田区

広報 千代田

11/20 NO.812
平成2年(1990年)
発行：東京都千代田区
〒102千代田区九段南1-6-11
編集：千代田区企画部広報課

区役所の代表電話は
☎264-0151
(毎月5日・20日に発行)

国際化時代にふさわしい人権意識を育てよう

人権週間

12月4日～10日

人権週間強調テーマ
～国際化時代にふさわしい人権意識を育てよう
- いじめ、体罰の根を絶とう
- 部落差別をなくそう
- 女性の地位を高めよう
- 障害者の完全参加と平等を実現しよう

1948年12月10日、第3回国際連合総会において「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等である」という世界人権宣言が採択され、この日を記念して、毎年12月10日が「人権デー」と定められました。

我が国でも、毎年12月4日～10日までの1週間を「人権週間」として、人権意識の普及高揚に努めています。

この機会に、家庭や職場、地域の中などで人権問題について考えてみましょう。

◇

私たちは、「幸せに暮らしたい」「人間らしく生きたい」と願っています。

だれもがいきいきとした生活ができる社会を築いていくためには、一人ひとりが互いに相手を認めあい、尊重しあっていくことが必要です。

日本国憲法は、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる」「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と基本的人権を保障しています。

しかし、現実には、性別や肉体的条件、出身、民族などによる不合理な差別や、プライバシーの侵害が依然としておこっています。

人権問題で大切なことは、私たち一人ひとりが、家庭や地域など身近なところから、差別や偏見を直視し、お互いの平等と対等な立場を理解しあっていくことです。そこから豊かな人間関係をつくり、明るい社会を築き上げていきましょう。

問合せ　総務課総務係

第42回人権週間記念行事

人権週間シンポジウム

とき　12月1日(土)午後1時30分～4時30分

会場　中央区立中央会館（中央区銀座2－15－6）

テーマ　「社会の国際化と人権」―国際化時代にふさわしい人権意識を育てよう―

問合せ　法務省人権擁護局シンポジウム係（☎580－4111内線2714）へ。

講演と映画の集い
～同和問題を考える～

とき　12月6日(木)午後1時10分～4時

会場　〝北とぴあ〟さくらホール（王子駅前）

講演　「終りなき旅」―歴史に置き去られた人びと―
作家　井出　孫六氏

映画　「風のメモリー」

問合せ　総務課総務係

人権・身の上相談
区役所の区民相談室で

区では、日常生活の中で、人権が侵されたと感じたときに、皆さんがお気軽に相談できる「人権・身の上相談」を行っています（相談無料・秘密厳守）。

とき　毎月第2火曜日午後1時～3時まで受け付け

会場　広報課区民相談室（区役所1階）

相談員　人権擁護委員

問合せ　広報課広聴相談係

人権・身の上相談
お近くの人権擁護委員に

法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、人権の侵害や、身の上の心配ごとなど相談に応じます。

お近くの人権擁護委員に、お気軽にご相談ください。

▼千代田区人権擁護委員

氏名	住所	電話
金丸　精孝	四番町3四番町ハイツ303	264-6460
平井　二郎	外神田6－9－12	831-7441
堀田　康彦	神田淡路町2－10	251-9701
満処　昭一	東神田1－3－6	866-7569
宮越太米造	神田小川町2－3－2	291-7030
村瀬　正治	内神田1－5－7	291-2788
持田　豊	神田和泉町1－1－3	861-2611
森下　悦子	九段北4－1－11	265-3620

12月6日～7日 高齢者センターで「障害者の日」記念の集い

12月9日は「障害者の日」。この日は、国際障害者年（1981年）を記念し、国際連合によって定められました。

区でもこの日を記念して、障害者の皆さんや、健常者と一緒に「障害者の日」記念の集いを開催します。

期間中は、障害者や高齢者の方たちが使いやすく考えられた〝手づくり衣服（和服・ウェディングドレスなど）のファッションショー〟、心身障害者の皆さんがつくった〝作品展示〟、医療・雇用・福祉等の相談――など催し物も盛りだくさん。どなたでも参加できますので、お気軽においでください。

とき　12月6日(木)～7日(金)、時間はいずれも午前10時から午後4時

会場　高齢者センター（神田神保町2－20）

内容など　左表のとおり

問合せ　福祉課障害者福祉係

▼「障害者の日」記念の集い日程など

催し物	時間	会場	内容
健康音楽教室	12/6(木) 午前10時30分～正午	4階集会室	音楽に合わせ身体を動かしたり、歌うことで健康を図ります
ファッションショー	12/6(木) 午後1時～3時		身体の不自由な方の衣服には、どんな工夫がされているか、実際に作品を見たり、着たりして学びます
バザー	12/6午後3時～4時	5階ホール	収益金は障害者福祉の基金団体に寄付
国保・国民年金相談	12/6(木) 午前10時～午後4時	5階しゅみの部屋	希望する方に国保・年金の相談を行います
障害者雇用相談			障害者の職業紹介や、雇用する事業主への相談
医療相談	12/6(木)午後2時～4時	3階	障害認定以外の医療相談
福祉相談	12/6(木)～7(金) 午前10時～午後4時	5階しゅみの部屋	心身障害者(児)とその家族を対象に一般相談を
対面朗読		3階	視覚障害者にお持ちいただいた図書を朗読します
無料電話番号案内		5階ホール	視覚障害者および肢体不自由者（上肢）は無料で案内が受けられます
障害者の手作り作品展		6階講習室、工作室	富士見福祉会館と福祉作業所利用者の手作りの作品を出品
手作り衣服の展示		4階集会室	身体の不自由な方が使いやすく考えられた衣服（和服、ウェディングドレス等を含む）の展示
働く障害者のパネル展		5階しゅみの部屋	働く障害者のパネルを展示
ボランティアコーナー		6階工作室	ボランティア活動の紹介
福祉機器の展示		7階会議室	視覚・聴覚・言語障害並びに障害者の日常生活に必要な物の紹介

千代田は いま 快適ですか？

―都心居住の魅力と課題―

10月26日千代田区公会堂で、「千代田街づくりフォーラム'90」が行われました。

今年のフォーラムは、「千代田区は いま 快適ですか？ ―都市居住の魅力と課題―」をテーマに、オープニング＝ミニコンサート、第1部＝基調講演、第2部＝スライド上映、第3部＝パネル・ディスカッションの構成で進められ、講演者・パネリスト等の出演者がそれぞれの立場から「都心千代田区にひとが住み続けるための方策」について活発な意見を述べました。

区では、この街づくりフォーラムをステップに、住民・企業・行政の三位一体による街づくり推進のため、今後も全力をつくしていく決意です。

オープニング　ミニコンサート

千代田フィルハーモニーの有志で編成された「千代田フィル室内アンサンブル」ミニコンサートを開きました。

第1部　基調講演

評論家の木元教子氏が「都心千代田区の魅力」をテーマに講演。

木元氏は、区民の立場（一番町在住）から、「交通の便がよく、商店街も近い、また文化施設も豊富で情報も手に入りやすい」と、千代田区の魅力を語り、住み続けるための提案や諸外国の例からみた、都心の街づくりの進め方など、貴重な意見を述べられました。

第2部　スライド上映

「千代田のくらし ―地域の生活むかしといま―」をテーマに、千代田区のまちのうつり変わり、くらしの変化、そして各地区で街づくりに参加している方々へのインタビューなどで構成したスライドを上映し、目と耳から千代田のくらしについて、会場の皆さんと一緒に考えました。

第3部　パネル・ディスカッション

「快適な都心の居住空間とは何か ―その魅力と課題について―」をテーマに、パネル・ディスカッションを行いました。

出演者は、

◇**コーディネーター**　奥田道大氏（立教大学教授）

◇**パネリスト**　土屋健子氏（区民）、藤田久子氏（区民）、田村要氏（㈱眞珠社取締役会長）、ポール・ペティート氏（上智大学助教授）、河原一郎氏（法政大学教授）

「今区に住んでいるひとが、これからも住み続けられるような方策を考える必要がある」

「夜間人口が少なくなると、日常生活に必要な商店が少なくなり、ますます住みにくくなる」

「都心の居住空間確保のため住み続けられる街づくりを進めるには、再開発事業の推進が有効な手段となる」

「居住空間にあわせ、その周辺に緑と、皆が集まれるパブリックスペースを確保することが、都心のコミュニティづくりに必要」

「様々な家族構成、所得層のひとが住めるような、新しい考え方の都心公共住宅の供給を」

「千代田区に住み続けるためには、土地税制、特に相続税の問題をクリアしなければ」

「これからは都会人の時代、国際交流の場として、首都東京の中心として、千代田区の役割は大きい」

「区内の小・中学校を拠点に、周辺の再開発を進めることにより、人口の回復とコミュニティの再建をはかるべき」―など、それぞれの立場からの活発な議論のあと、会場からの意見発表も交え、最後まで熱心な討論が続きました。

問合せ　くわしくは、都市整備部普及調査課へ。

特別区民税・都民税改正 Q&A

主な改正点

地方税法の一部が改正されました。平成3年度個人住民税の主な改正点を、Q&Aでご紹介します。

Q　損害保険料控除制度が新設されるそうですが？

A　最近の損害保険の多様化を踏まえ、自助努力による高齢化社会への対応と、生活に資するために新設されました。具体的には、所得税と同様、一定の火災保険、傷害保険、医療費用保険等に係る損害保険料を対象としています。

Q　個人年金保険料に係わる生命保険料控除について、一般の生命保険料控除を適用せず、また控除限度額を3万5千円に引き上げるそうですが？

A　本格的な高齢化社会を迎え、老後生活安定のための自助努力を奨励し、相互扶助の促進を図る必要があるために改正されました。

Q　公的年金控除を引き上げるそうですが？

A　消費税の導入に伴い年金受給者への配慮を充実し、税負担の一層の軽減を図る趣旨で行われました。

Q　その他、改正された点はありますか？

A　みなし法人課税の特例制度におけるみなし法人の税率、みなし配当割合が改正されました。これは、昭和63年12月の法人税法の改正に伴うもので、平成2年度に引き続き、段階的に2年間にわたり行われるものです。

また、超短期所有土地の譲渡に係わる事業所得等の課税の特例措置などの適用期限を延長しました。

問合せ　税務課課税第一係

Q　寡婦（夫）控除および寡婦控除の特例加算の適用要件である、所得限度額が引き上げられるそうですが？

A　この控除に係わる所得限度額は、昭和50年度に引き上げられて以来据え置かれており、この間消費者物価指数も上昇していることから、今回、500万円以下（改正前300万円以下）に引き上げることになりました。

納期のお知らせ

個人事業税第2期分

11月は、個人事業税第2期分の納期です。8月にお送りした納付書で、お近くの金融機関、郵便局、都税事務所でお納めください。

また、手続きをすれば、便利な口座振替納税もできます。ぜひ、ご利用ください。

問合せ　千代田都税事務所☎252－7141

シリーズ

特別区制度の改革

第3回

今回は、地方制度調査会の「都区制度の改革に関する答申」から、「都から特別区への事務移譲」の部分について考えてみます。

都から特別区への事務移譲

わが国の地方自治制度は、「都道府県」と「市町村」という二層性がとられています。市町村は、基礎的自治体として、住民の日常生活に直結する事務を扱い、一方、都道府県は、市町村を包括する広域的な自治体として、市町村の区域を超える事務や、市町村では処理できない規模の事務を行っています。

そして、都道府県と市町村は、対等・平等の関係に立ちながら、競合することなく、それぞれに適合した事務を分担し、協力しあって地方自治の発展に努めています。

しかし、東京都と特別区の間では、その役割分担や事務配分が、必ずしも明確であるとは言えず、住民に身近な区が対応すべき行政課題についてまで、都が直接住民に責任を負うといったような側面が残っています。昭和49年の地方自治法の改正により、区は、原則として一般の市と同様の事務を処理することとなったものの、なお、都に残された事務がありました。

今回の答申では、概ね、昭和61年に都と23区の間で合意した線に沿って、この残された事務をできる限り区へ移譲することが適当である、としています。

具体的には、ゴミの収集・運搬や街づくりに必要な都市計画事務、小・中学校、幼稚園の教材・教科書・教育課程の取り扱い、有害家庭用品や屋外広告物の規制事務など、区民の皆さんに身近な事務が、都から区に移管されることになります。

これが実現すれば、都との事務分担が明確になり、基礎的自治体に大きく前進します。

この中で、大きくクローズアップされているのが、ゴミの収集・運搬事務です。

ゴミの収集・運搬事務が区に移管されれば、リサイクル事業による資源の有効活用やゴミの減量化などの創意と工夫を重ね、区民の皆さんの理解と協力を得ながら、よりきめ細かな対応を行い、住民サービスの一層の向上を図っていくことができます。しかし、ゴミの収集・運搬事務を千代田区に移管するには、清掃車の車庫の設置をはじめ、解決しなければならない課題も山積しています。これらの課題を一つひとつ解決し、区民の皆さんに身近な仕事は、千代田区が責任を持ってできるように、一日も早い制度改革の実現を図る必要があります。

"特別区制度の改革"早期実現に向け 11月2日「推進大会」を開催

この答申に沿った「特別区制度の改革」の一日も早い実現に向けて、11月2日、日比谷公会堂に23区の区民の皆さんが集まり、「新しい東京23区を実現する集い」が開かれました。

千代田区からも、区長、区議会議員をはじめ、80名の区民の皆さんが参加しました。

集いでは、主催者を代表して区長会、区議会議長会の代表のあいさつがあり、「制度改革の一日も早い実現に向けて、区民・議会・行政のすべての力を結集して、さらに強力な運動を進めてまいりま す」との大会決議が採択され、自治省に対して要請団を送りました。

参加者の皆さんは「千代田区をもっと身近に、もっと便利な自治体に」との決意を新たにした一日でした。

問合せ　企画部企画課

健康ガイド

麹町保健所　☎221-1311
〒102 平河町2-7-4
神田保健所　☎291-3641
〒101 神田錦町3-10

■**療育相談**（予約制）
とき 12月20日㈭午後2時～3時
会場 麹町保健所
対象 先天性股関節脱臼や斜けいなど身体に障害のあるまたはおそれのある乳幼児
内容 専門医の相談、診察
申込み 麹町保健所予防課

■**食事相談**（予約制）
とき 12月21日㈮午前10時～午後4時
会場 麹町保健所
対象 区内在住、在勤者で、食事療法を必要とする方やその家族
申込み 麹町保健所予防課

■**歯の矯正相談**（予約制）
とき 12月26日㈭午後1時30分～3時
会場 麹町保健所
対象 幼児・学童
料金 無料
内容 専門医による歯並びなどの相談を行ないます。
申込み 麹町保健所予防課

井戸水をご使用の方へ

井戸水から「病原性大腸菌」が検出され、集団下痢を起こした事件が大きな社会問題になっています。

井戸水を安全に保つには、井戸周辺の管理や設備の定期点検など、適切な衛生管理が必要です。

そのためには、年1回以上の水質検査を受け、「飲用適」と判断された井戸水だけが使用できます。

また、災害時などの救急対応のためにも、ご自分の井戸水を十分にチェックしておくことが大切です。

問合せ 麹町・神田保健所では、このような水質検査を有料で行っていますので、ご相談ください。

ひとりぐらしの高齢者等を対象に「給食サービス」を開始

●配食協力員も募集●

区では、ひとりぐらしの高齢者または心身障害者を対象に、栄養バランスのとれた区立小学校給食を利用者のお宅に届け、地域との交流を深める「給食サービス」を行っています。

ご利用になりたい方は、お問い合わせください。

対象 ひとりぐらしの高齢者（65歳以上）や心身障害者（身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～3度）で、食事の仕度が困難な方。
内容 小学校の給食を毎週火曜日（給食がないときは中止）に、区シルバー人材センターの配食協力員が、昼頃に利用者のお宅に届けます。
※なお、このサービスは、配食協力員が決まってから開始しますので、それまでお待ちいただく場合もあります。
費用 1食250円
申込み・問合せ
・高齢者に関すること＝高齢者福祉課高齢者福祉係
・心身障害者に関すること＝福祉課障害者福祉係

シルバー人材センターで給食サービスの配食協力員を募集

区で行っている「給食サービス」は、区シルバー人材センターの会員の方が配食協力員になっています。

シルバー人材センターでは、この配食協力員をつぎのとおり募集しています。ご協力できる方は、お気軽に申し出てください。

仕事の内容 毎週火曜日に、区立小学校の給食を学校から利用者宅に届けること。
対象 概ね、60歳以上で、協力いただける方、どなたでも。
申込み・問合せ くわしくは、千代田区シルバー人材センター（三崎町2－22－10 ☎234－0028）へ。

個人で事業をしている方に 生業資金150万円まで貸し付け

生業資金は、個人で事業をしている方が、一般の金融機関など、他から融資を受けられないときにお貸しします。

貸し付けが受けられる方
①区内に1年以上住んでいて、
②主としてこの貸付金による事業によって生計を立てていて、
③住民税を完納していて、
④連帯保証人がいること。
貸付額 150万円以内（特別な場合は200万円以内）
利率 年3％
返済方法 6か月据え置き後、50か月の均等返済（特別な場合は、66か月）
申込期限 12月4日㈫
申込み・問合せ 福祉部管理課厚生係

第4回 「千代田のまち」観光写真コンクール 作品募集 11月30日まで

これこそ「千代田のまち」という作品をお待ちしています。

テーマ 風景・史跡や建造物等、また行事やお祭り・風俗等生活を表現したものなど
作品 カラープリントで四ツ切（組写真は不可）。ただし、小・中学生の部は、サービスサイズでも結構です。
募集締切 11月30日㈮までに必着のこと
※今回から区内在住の方を対象に『わたしのまち特別賞』を新設しました。
★豪華賞品等も多数用意しています。ふるってご応募ください!!
応募先・問合せ 千代田区観光協会（〒102 千代田区九段南1－6－11 千代田区役所商工振興課内）

▶第3回「千代田のまち」観光写真コンクール最優秀賞作品

健康メモ

冬でも起こる 食中毒「生カキ」
―衛生的に正しい取り扱いを―

日一日と冷え込みが増し、温かい鍋料理がおいしい季節となりました。鍋物のひとつに〝カキ鍋〟がありますが、酢ガキのように生で食べてもおいしいものです。

そこで今回は、〝生カキ〟の取扱いについてお話します。

〝カキ〟が市場に多く出回るのはこの11月からで、カキ体内に含まれる水分も冬に向かって減少し、風味も充実してきます。

西洋の諺で、「Rのつかない月（英語で5～8月）に〝カキ〟を食べるな」とあるように、季節によっては取り扱いが悪いと「食中毒」を起こすことがあります。毎年このシーズンになると、〝生カキ〟による食中毒事件が全国的に発生します。〝カキ〟が食中毒を起こすしくみは、まだよくわかっていませんが、衛生的に正しく取り扱うことで事故を防ぐことができます。

〝カキ〟は、「生食用」と「加工用」に分けて、スーパー・マーケットなどで販売されています。東京都では、「生食用のカキ」は、店が仕入れた当日だけ生食用として販売するように指導しています。皆さんがこのカキを購入するときは、「生食用」の表示のあるものを確認し、必ず冷蔵庫等で10℃以下に保存して、その日のうちに食べましょう。

「生食用」を翌日以降に食べるときは、必ず加熱調理してから食べましょう。

また、「加工用」と一緒に保存するときは、区別をはっきりしましょう。「加工用のカキ」を食べるときは、中心部まで十分熱が通るように加熱調理しましょう。

最近は、流通機構や冷蔵設備が向上し、家庭に贈答品として、宅配便などで産地から直接送られてくることも多くなりました。そのときは必ず「生食用」か「加工用」かの表示をチェックしてから食べてください。

また、皆さんが産地直送品を頼むときは、「生食用」か「加工用」かをはっきり伝えることが必要です。

今年も食品による事故を防いで、楽しくお過ごしください。

第4回 区議会定例会始まる

第4回区議会定例会が、11月15日から開かれています。

この定例会には、区長から議案8件が提出され、審議されています。

議案
▽平成2年度千代田区一般会計補正予算第2号（補正額＝37億5千591万円）
▽平成元年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定について
▽千代田区議会議員及び区長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（公職選挙法の規定に基づき設置）
▽千代田区営住宅条例の一部を改正する条例（四番町アパート及び神保町住宅の土地と建物が、東京都から譲与）
▽特別区道の路線の認定及び廃止について（内幸町1丁目地区再開発計画街区部分）
問合せ 総務課文書係

▽千代田区営住宅条例の一部を改正する条例（四番町アパート及び神保町住宅を区営住宅として追加設置）
▽千代田区都市計画審議会条例の一部を改正する条例（委員を増員するほか、委員の任期を改定）
▽千代田区公衆便所設置及び管理条例の一部を改正する条例（千鳥ヶ淵緑道公衆便所の設置）
▽公有財産の譲与について（四番町アパート及び神保町住宅の土地と建物が、東京都から譲与）
▽特別区道の路線の認定及び廃止について（内幸町1丁目地区再開発計画街区部分）
問合せ 総務課文書係

事故を呼ぶ 無理な進入 交差点 交差点での交通事故 防止にご協力を

警視庁から、今年9月末の都内の交通事故による死亡者が、331人に達したと発表されました。

これらの事故発生現場をみると、交差点内が141人と全死亡者の42・6％を占め、さらに交差点付近も含めると192人になり、58％近くにも及びます。

自動車・二輪車、歩行者などが入り交じる交差点は、無理な運転や一瞬の気の緩みが、重大事故を招く結果となります。

ドライバー、ライダーの方は、交差点を通過するときに、特につぎのことを守ってください。

①交差点付近は、特に周囲の状況をよく確かめながら走行する。
②交差点に近づいたら、ブレーキ・ペダルに足を乗せ、前を走行する車の動きをよく見る。
③黄色信号のとき、安全に停止できない場合を除き、交差点には進入しない。
④見通しの悪い交差点では、歩道から出てくる自転車や歩行者を予測する。
⑤夜間は、ライトの照射範囲外にも注意する。また、対向車が接近する前に、周囲の安全を確認する。

問合せ 土木部管理課交通安全・道路監視係

来年4月入園の保育園児を募集

■申し込みは12月1日(土)～1月31日(木)

区では、平成3年4月、保育園に入園を希望される方の受け付けを行います。

なお、今年の10月以降に入園の手続きを済ませた方は必要ありません。

申込みができる方

区内在住者で、昼間乳幼児の世話をするひとがいない家庭（母親または父親がいないか、両親とも働いている家庭など）

各保育園の対象年齢（いずれも平成3年4月1日現在）

・区立麹町・西神田・神田保育園＝1歳児～5歳児
・区立四番町・飯田橋保育園＝0歳児（生後6か月以上）～5歳児
・区立いずみ保育園＝0歳児（生後6か月以上）～2歳児
・私立八千代保育園＝0歳児（生後6週間以上）～3歳児

申込期間　12月1日(土)～平成3年1月31日(木)

申込み・問合せ　児童課保育係

施設だより

ちよだパーク サイドプラザ ☎864－8931

■**プラザこども市**
12月9日(日)午後1時30分～3時。こどもたちの手作りのおもちゃ屋さん、ゲーム屋さん、レストランも出ます。みんな来てね！

児童館

●**一番町児童館** ☎230－0866
☆**小さな映画会**　11月28日(水)午後2時30分～、「てぶくろをかいに」。
☆**映画会**　12月1日(土)午後2時30分～、「ピノキオ」。
☆**駅伝大会**　12月5日(水)午後2時30分～4時。申し込みは11月26日(月)から、小学生以上を募集。

●**富士見児童館** ☎262－1040
☆**観劇会**　12月8日(土)午後2時30分～3時30分、うた芝居「さんねん峠」ほか（現代座公演）。
☆**お菓子をつくろう！**　12月20日(木)、21日(金)、時間はいずれも午後1時～4時。小学校1年生以上、各日20名（先着順）募集！受け付けは12月10日(月)から。

●**西神田児童館** ☎294－0631
☆**子ども市**　12月8日(土)午後2時30分～、ゲーム、おもちゃ、小物などたのしいお店がいっぱい！　だれでも参加できます。

●**神田児童館** ☎253－6021
☆**料理会**　12月1日(土)午後1時30分～、「クリスマスケーキをつくろう！」、小学生以上15名募集（先着順）申し込みは、必ず本人がすること。
☆**映画会**　12月8日(土)午後2時30分～、「グリックの冒険」ほか。
☆**ゲーム会**　12月10日(月)＝芳林公園、11日(火)＝神田公園、時間はいずれも午後3時～4時。

保養施設

■**2月の箱根・湯河原千代田荘の土曜日地区別割り当て**
番町地区と神田公園地区

■**空室の予約は**
利用する月の2か月前の22日から受け付け開始です。

申込み・問合せ　区民課保養施設係

▼各保養施設の利用できない日

保養施設名	1月	2月
箱根千代田荘	7日(月) 22日(火)～24日(木)	13日(水) 26日(火)～28日(木)
湯河原千代田荘	8日(火)～10日(木) 21日(月)	5日(火)～7日(木) 20日(水)
嬬恋自然休養村	9日(水) 22日(火)～24日(木)	13日(水) 26日(火)～28日(木)
軽井沢少年自然の家	9日(水) 22日(火)～24日(木)	6日(水) 19日(火)～21日(木)

■**箱根・湯河原千代田荘**＝午前9時～、**嬬恋自然休養村・軽井沢少年自然の家**＝午後1時30分～
※いずれも、区民課の窓口か電話で受け付け（22日が土・日曜日のときは、月曜日）。

■**1、2月の利用できない日**

高齢者センター ☎265－3981

■**クリスマスカラオケ大会**
なつメロから最近の流行歌まで、自慢ののどでご出演を。
とき　12月12日(水)午前11時～午後4時
申込み　11月27日(火)午前10時30分～12月5日(水)まで

■**年忘れ素人演芸会**
うた、踊り、手品など、奮ってのご出演を。
とき　12月15日(土)午後0時30分～4時
申込み　11月27日(火)午前10時～12月5日(水)まで

■**クリスマスダンスパーティ**
ワルツ、ジルバなどで楽しく踊ってください。
とき　12月21日(金)午後1時～4時
※60歳未満の方も参加できます。（特に男性の方、大歓迎）

■**文化祭実行委員の募集**
センターでは、毎年3月に文化祭を行っています。
文化祭実行委員を募って、日程などの準備を進めますので、ぜひ実行委員会への参加をお願いします。
とき　12月13日(木)～来年3月までの毎回木曜日で、月2回程度、午後1時30分～。

富士見福祉会館 ☎262－1045

■**心身障害者と家族の激励慰安会**
とき　12月2日(日)午後0時30分～
対象　心身障害者(児)と家族
内容
▼**第1部**　式辞
▼**第2部**　演芸
・落語　桂　小益
・漫才　春風こうた　ふくた
・紙切り　林家　小正楽

■**映画鑑賞会**
とき　12月9日(日)午後1時～
作品　「サンタクロース」（日本語版）
対象　心身障害者(児)と家族、区民で希望する方
休場期間　12月3日(月)～平成3年1月28日(月)

千代田図書館 ☎264－0151

■**土曜映画会**
とき　12月1日(土)午後1時30分～
会場　区役所10階会議室
作品　「冬の華」

総合体育館 ☎256－8444

■**主競技場工事のため休場**
主競技場は、床改修工事およびボイラー点検のため、つぎの期間休場します。
休場期間　12月3日(月)～平成3年1月28日(月)

■**土曜映画会**
とき　平成3年2月3日(日)、11日(祝)、3月3日(日)、10日(日)の時間はいずれも午前9時～
会場　総合体育館
対象　区内在住、在勤者で編成されたチーム（男子＝リーグ戦16チーム、女子＝リーグ戦8チーム）
参加費　1チーム3千円
申込み・問合せ　所定の申込書に記入し、12月10日(月)～14日(金)に参加費を添えて社会体育課体育係へ。

四番町図書館 ☎239－6357

■**日曜映画会**
とき　12月2日(日)午後1時30分開場、2時上映。
作品　「せんせい」

みんなでスポーツを

■**嬬恋スキー講習会**

とき　平成3年1月18日(金)～20日(日)（18日午後6時30分区役所前集合出発）
ところ　群馬県嬬恋高原バラギスキー場
宿泊　嬬恋自然休養村
対象　区内在住、在勤者35名
参加費　1万3千円（往復バス代、宿泊代、保険料等）
申込み・問合せ　往復ハガキに「嬬恋スキー講習会希望」と明記のうえ、住所、氏名、性別、年齢、電話番号を記入し、12月15日(土)までに社会体育課体育係（〒102千代田区九段南1－6－11）へ。
※なお、申し込みは、往復ハガキ1通に限り、1グループ5名まで（重復無効）。その場合は、代表者を明示し、グループ全員の前記必要事項を記入してください。申し込み多数の場合は抽選となります。
公開抽選　12月17日(月)午前10時～、教育委員会室（区役所3階）で。

■**バスケットボール大会**
とき　平成3年2月3日(日)、11日(祝)、3月3日(日)、10日(日)の時間はいずれも午前9時～
会場　総合体育館
対象　区内在住、在勤者で編成されたチーム（男子＝リーグ戦16チーム、女子＝リーグ戦8チーム）
参加費　1チーム3千円
申込み・問合せ　所定の申込書に記入し、12月10日(月)～14日(金)に参加費を添えて社会体育課体育係へ。

ごあんない

■**消費者グループの学習会などに区が講師を派遣**
区内の消費者グループ・団体が、自主的に消費者問題の学習をするとき、また、新しいグループをつくり学習するときなど、区が講師を派遣します。
助成対象　区内で、①3年以上消費者問題を学習しているグループ・団体。または、②10名以上で消費者問題を学習し、今後も続けていく意志のあるグループ・団体。
助成内容　テーマに沿った講師を区が派遣します。
申込み・問合せ　学習日の20日以上前に、生活勤労課生活勤労係へ。

■**保田臨海学園が休園**
保田臨海学園は、便所等改修工事のため、つぎの期間休園します。
休園期間　12月1日(土)～平成3年3月31日(日)
問合せ　庶務課施設係

■**千鳥ヶ淵ボート場の休場**
千鳥ヶ淵ボート場は、つぎの期間休場します。
休場期間　12月16日(日)～平成3年2月28日(木)

いんふぉめーしょん

■**「新春夢花火」ご招待**
東京港開港50周年を記念し、大晦日の夜、花火大会が開かれます。
とき　12月31日(月)午後6時30分～1月1日(火)午前2時
会場　晴海国際見本市会場大駐車場
内容　花火ショー、喜多郎コンサート等
申込み・問合せ　入場には、整理券が必要です。希望する方は、封書に、返信用定型封筒（62円切手貼付で、住所・氏名記入）と申込書（住所・氏名・年齢・電話番号を記入、書式問わず）を入れ、〒162－02新宿区牛込局留「新春夢花火」事務局（☎225－1088）へ（12月5日(水)消印有効）。抽選で整理券（1枚で2名まで入場可）を送付します。

■**第23回ファミリーバザール**
東神田・岩本町一帯に広がる洋服・生地の問屋街で、一般向けに安価で販売するファミリーバザールを行います。ぜひ、お出かけください。
とき　12月7日(金)～9日(日)の午前10時～午後6時
会場　東神田・岩本町繊維街
ファミリーバザール（グリーンののぼり）加盟店
問合せ　三弥衣料（☎862－4401）

お子さんについての心配ごとは

いじめや登校拒否、家庭でのしつけなど何でも。
教育相談 ☎256－8140
教育研究所教育相談部
（内神田2－1－8）
※事前に電話で申し込みを

ずっと安心していたいから…
国民年金

国民年金は、日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満のすべてのひとが、必ず加入することになっています。
みんなが自分の身近な問題として考えてみましょう。

必ず加入するひと

第1号被保険者

日本国内に住んでいる自営業者などで、20歳以上60歳未満のひと

▼

保険料は1ヵ月　8400円
（平成2年度価格）

※平成3年4月からは、1ヵ月9000円になります。
◎より高い給付を希望する方は、400円の付加保険料を上乗せすることもできます。

第2号被保険者

厚生年金（船員保険も含む）・共済組合の加入者……いわゆるサラリーマン

▼

職場の年金に国民年金部分も含まれていますので、改めて加入手続きをする必要はありません。

第3号被保険者

第2号被保険者の被扶養配偶者で、20歳以上60歳未満のひと

▼

保険料は、配偶者の加入している制度がまとめて負担していますので、個人で納める必要はありません。
但し、加入届出はお忘れなく!!

希望すれば加入できるひと

①60歳未満で老齢（退職）を支給事由とする年金を受給しているひと

②日本に住んでいる60歳以上65歳未満のひと（受給資格を満たしていないひと、過去に未納のあるひとなど）

③20歳以上60歳未満の昼間部の学生

④外国に住んでいる20歳以上65歳未満の日本人

学生の適用

平成3年4月から、20歳以上の学生（昼間部）も、**強制加入被保険者**として必ず国民年金に加入することになります。

こんなとき、こんな手続を

届出が必要な場合	届出に添える書類等
●20歳になって初めて加入するとき	印　鑑
●住所・氏名が変わったとき……住民異動届といっしょに（保険料を口座振替にしていた方は金融機関の手続も必要です）	年金手帳 印　鑑
●種別が変わるとき（第3号被保険者になったときなど）	年金手帳 健康保険証 配偶者の年金手帳 印　鑑
●就職したとき……厚生年金や共済組合への手続と種別変更の手続を	
●厚生年金・共済組合をやめたとき	
●保険料納付について	国民年金課の窓口へお問合せください
●免除の申請	
●年金を受けようとするとき（本人からの請求が必要です）	
●亡くなったとき（死亡一時金・遺族基礎年金等が請求できます）	

年金についてのご相談はいつでも

- 千代田区役所国民年金課　☎264-0151
  加入給付係（内線326～7）、保険料係（内線328～9）
- 麹町社会保険事務所（三番町22）　☎265-4381
- 神田社会保険事務所（三崎町2-9-2）　☎263-2161

保険料の支払いは口座振替が便利です!!

ご注意ください

- 保険料は納期限の翌日から2年過ぎると納められなくなります。
- 保険料を未納のままにしておくと、受けとる年金額が少なくなったり、年金が受けられなくなったりします。

ご相談ください

- 経済的な理由で保険料の支払いが困難な方は、保険料免除の制度があります。（所得による制限があります。）

ご存知ですか

- 納めた保険料は、税金の申告のとき社会保険料として控除されます。
- 年金で、住宅資金などの融資が受けられます。
- 全国各地の国民年金健康保養センターが利用できます。

あなたが受ける年金は……

年をとったとき

老齢基礎年金

老齢基礎年金は、下記の期間を合せて、資格期間（下表参照）を満たした方が、65歳から受けられます。
①保険料を納めた期間（第3号被保険者期間を含む）
②保険料免除期間
③厚生年金や共済年金などに加入した期間
④昭和36年4月以降のつぎの期間
　○昭和61年3月までのサラリーマンの配偶者期間
　○昼間部の学生だった期間
　○外国に住んでいた期間

▼資格期間及び加入可能年数早見表

生年月日	資格期間（年金を受けるために最低必要な期間）	加入可能年数（満額の年金を受けるために必要な期間）
大正15年4月2日以後	21年	25年
昭和2年4月2日以後	22年	26年
昭和3年4月2日以後	23年	27年
昭和4年4月2日以後	24年	28年
昭和5年4月2日以後	25年	29年
昭和6年4月2日以後	25年	30年
昭和7年4月2日以後	25年	31年
昭和8年4月2日以後	25年	32年
昭和9年4月2日以後	25年	33年
昭和10年4月2日以後	25年	34年
昭和11年4月2日以後	25年	35年
昭和12年4月2日以後	25年	36年
昭和13年4月2日以後	25年	37年
昭和14年4月2日以後	25年	38年
昭和15年4月2日以後	25年	39年
昭和16年4月2日以後	25年	40年

※厚生年金や共済組合のみの加入者（昭和31年4月1日以前に生まれた方など）は資格期間について、別の短縮措置があります。

年金額は　681,300円です。（平成2年度価格）

ただし、この額は加入可能年数すべてを納めた場合で、保険料の未納や免除期間のある方や年金加入期間の短い方は、つぎの計算式で年金額が減額されます。

$$681{,}300円 \times \frac{\text{保険料を納めた月数} + \text{保険料を免除された月数} \times \frac{1}{3}}{\text{加入可能年数} \times 12月}$$

◎付加保険料（月額400円）を納めていた方は……
「200円×付加保険料を納めた月数」を加算。

年金額を受ける年齢を選べます

原則として年金を受けられるのは65歳からですが、繰り上げ（60歳～64歳＝減額）または繰り下げ（66歳～70歳＝増額）て受けることもできます。

ただし、繰り上げ受給は、年金額が減額になるほか、つぎの制限があります。よくお考えのうえ、ご判断ください。
　○厚生年金や共済年金に加入したときは、支給停止されます。
　○厚生年金や共済年金（老齢・退職・遺族のいずれも）は、65歳まで支給停止されます。
　○障害基礎年金や寡婦年金は、受けられなくなります。

▼受給率（一生変わりません）

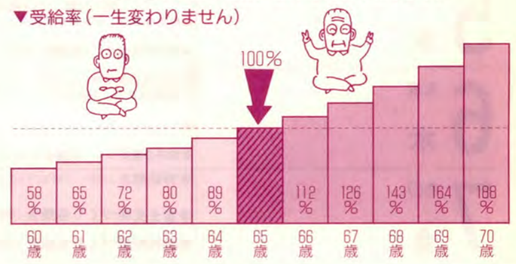

障害の状態になったとき

障害基礎年金

国民年金に加入中、障害の状態になったとき、つぎのいずれかに該当すれば、障害基礎年金が受けられます。
①初診日前に加入期間の2/3以上の保険料納付済期間（保険料免除期間を含む）があること。
②平成8年4月1日前に初診日がある場合は、初診日前の1年間に保険料の滞納期間がないこと。

20歳前に障害の状態になった場合は

20歳前の病気やケガで障害の状態になった方も、20歳になると障害基礎年金が受けられます。（ただし、本人の所得制限があります。）

年金額は
1級　851,600円
2級　681,300円
（平成2年度価格）

●子の加算額
18歳未満の子と生活している方は、上の額に子の加算額を加えた額
　第1子……196,400円
　第2子……196,400円
　第3子目から1人につき……65,500円

加入者が亡くなったとき

遺族基礎年金

国民年金の被保険者または、老齢基礎年金を受けられる方が亡くなったとき、その方に扶養されていた子のある妻、または子が、次のいずれかに該当すれば、遺族基礎年金を受けられます。（子は18歳未満、障害の状態にある子は20歳未満）
①死亡日前に加入期間の2/3以上の保険料納付済期間（保険料免除期間も含む）があること。
②死亡したひとが、老齢基礎年金を受けられる資格があること。
③平成8年4月1日前に亡くなった場合、死亡日前の1年間に保険料の滞納期間がないこと。

年金額は

（平成2年度価格）
●妻が受けるとき（子1人）
877,700円（子が2人以上のとき子の加算額参照）
●子が受けるとき
681,300円（子が2人以上のとき子の加算額参照）

寡婦年金

国民年金の加入期間だけで、老齢基礎年金を受ける資格のある夫が、年金を受けないで亡くなったとき、妻（婚姻期間が10年以上）が、60歳から65歳になるまで受けられます。

年金額は

夫の老齢基礎年金額 × 3/4

死亡一時金

保険料をご自分で3年以上納めた方が、年金を受けずに亡くなったときにその遺族に支給します。

死亡一時金額は
保険料を納めた期間に応じ
100,000円～200,000円
※付加保険料を3年以上納めた方は、8,500円が加算されます。

12 December 区民カレンダー Calendar

平成2年師走

千代田区

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

日	月	火	水	木	金
		1	2	3	4
6	7	8	9	10	11
13	14	15	16	17	18
20	21	22	23	24	25
27	28	29	30	31	

歳時記・メモ	行　事	健　康
1 赤口 土	◉平成3年12月分千代田区公会堂使用申込受付開始 9時～：千代田区公会堂 ◉保養施設平成3年2月分利用受付開始(所定のハガキで8日まで)：区役所区民課 ●人権週間シンポジウム「社会の国際化と人権」 13時30分～16時30分 ：中央区立中央会館 ◉千代田図書館・土曜映画会「冬の華」13時30分～：区役所10階会議室 ●区民スポーツ大会「ボウリング」9時～ ：後楽園ボウリング場 心身障害者と家族の激励慰安会 12時30分～15時：富士見福祉会館 ◉四番町図書館・日曜映画会「せんせい」14時～ ：四番町図書館	**富士見児童館** 8日(土) 観劇会 ごご2時30分～ うたしばい「さんねん峠」 他 17日(月) 映画会「ルパン3世」 ごご2時30分～ 20日(木)、21日(金) お菓子をつくろう！ ごご1時～4時
2 先勝 日		
3 友引 月	◉移動献血 10時～15時30分(昼を除く) ：丸善お茶の水店前	◉一般健康相談 9時～10時30分：麹町・神田保健所 ◉機能訓練 13時～15時30分 ：麹町保健所 ●乳がん検診 13時30分～ ：麹町保健所
4 先負 火 人権週間（～10日）	**歳末たすけあい運動にご協力を♡** ～地域でささえあう明るいお正月～	◉3～4か月児健診(2日制1回目)＝平成2年8月生 13時30分～ ：麹町保健所
5 仏滅 水	◉広報千代田12月5日号発行 ◉移動献血 10時～15時30分(昼を除く) ：東京電機大学 12時～16時 ：JR飯田橋駅東口 ●経営講習会「来年の日本経済はどうなるか／――激動する世界想勢の中で――」14時～16時 ：区立産業会館 ◉番町地区街づくり協議会 18時～ ：番町区民会館	◉一般健康相談 9時～10時30分 ：神田保健所 ◉機能訓練 13時～15時30分 ：麹町保健所
6 大安 木	青果物消費者サービスデー（青いノボリの八百屋さんで） ◉「障害者の日」記念のつどい(～7日まで) 10時～16時：高齢者センター ●人権週間・講演と映画の集い～同和問題を考える～ 13時10分～16時 ：北とぴあ（さくらホール） ◉神田公園街づくり協議会 18時30分～ ：神田公園区民会館	◉3～4か月児健診(2日制2回目)＝平成2年8月生 13時30分～ ：麹町保健所
7 赤口 金	◉移動献血 10時～15時30分(昼を除く) ：近畿日本ツーリスト(神田松永町) ◉富士見街づくり協議会 18時30分～ ：富士見区民会館 ◉神保町街づくり協議会 18時30分～ ：神保町区民会館	◉一般健康相談 9時～10時30分 ：麹町保健所 ●健康増進コーナー 13時～ ：神田保健所
8 先勝 土 官公庁閉庁日	◉税の無料相談 13時～16時 ：半蔵門公園	**神田児童館** 1日(土) 料理会 ごご1時30分～「クリスマスケーキをつくろう！」※小学生以上先着15名 11月20日から本人が申込むこと 8日(土) 映画会 ごご2時30分～「グリックの冒険」「神さまがくれたクリスマスツリー」 ●ゲーム会 ごご3時～4時 10日(月)：芳林公園、11日(火)：神田公園 15日(土) 観劇会 ごご2時30分～「すえっこのねこのルウ」「ばばばあちゃんのいそがしい夜」～人形劇団 ひぽぽたあむ～ 22日(土) 「クリスマス・ゲームパーティ」 ごご2時～
9 友引 日 障害者の日 身体障害者福祉週間（～15日）	映画鑑賞会「サンタクロース」 13時～15時 ：富士見福祉会館	
10 先負 月	◉移動献血 10時～15時30分(昼を除く) ：丸善お茶の水店前 **年末・年始の粗大ゴミは お早めに連絡を！** 麹町清掃事務所☎214-2241 神田清掃事務所☎251-0566	◉一般健康相談 9時～10時30分 ：麹町・神田保健所 ◉機能訓練 13時～15時30分 ：麹町保健所 ●肺がん検診 13時30分～ ：神田保健所
11 仏滅 火		◉3～4か月児健診(2日制1回目)＝平成2年8月生 13時～ ：神田保健所
12 大安 水	魚介類消費者サービスデー（濃紺のノボリの魚屋さんで） クリスマスカラオケ大会 12時～16時 ：高齢者センター ◉万世橋街づくり協議会 18時～ ：万世橋区民会館	◉一般健康相談 9時～16時30分 ：神田保健所 ●食事相談 10時～16時 ：神田保健所 ◉機能訓練 13時～15時30分 ：麹町保健所
13 赤口 木	**ちよだパークサイドプラザ** 9日(日) プラザこども市 ごご1時30分～3時 20日(木) 映画会＋ゲーム会 ごご2時～「目立ちたがりやの猿」「子犬と子ねこの冒険旅行」	◉3～4か月児健診(2日制2回目)＝平成2年8月生 13時～ ：神田保健所
14 先勝 金	豚肉消費者サービスデー（赤いノボリの肉屋さんで） ◉和泉橋街づくり協議会 18時～ ：和泉橋区民会館	◉一般健康相談 9時～10時30分 ：麹町保健所 ●健康増進コーナー 13時～ ：神田保健所 ●精神保健相談 13時30分～15時 ：麹町保健所
15 友引 土 年賀郵便特別扱い（なるべく20日頃までにおだしください）	年忘れ素人演芸会 12時30分～16時 ：高齢者センター	**四番町児童館** 15日(土) なんでも発表会 ごご3時～劇やジャズダンス、歌などのクラブ発表……その他 22日(土) 映画会 ごご2時30分～「大どろぼうホッツェンプロッツ、再びあらわる」
16 先負 日 千鳥ヶ淵ボート場閉場（～平成3年2月28日まで）	◉総合体育館区民無料開放日 9時～21時 障害者団体共助会「クリスマスのつどい」 12時30分～ ：富士見福祉会館	

★今月は、大気汚染防止推進月間です。～窒素酸化物の削減にご協力を～

12月の休日診

診療時間：午前9時～午

2日	船津診療所☎ 鈴木医院☎
9日	滝医院☎ 渡部内科☎
16日	柳下医院☎ 田崎医院☎
23日	堤医院☎ 神田司町クリニック☎
24日	大森胃腸科☎ 同和病院☎
29日	桑沢クリニック☎ 代田医院☎
30日	飯田橋診療所☎ 長竹医院☎
31日	福田医院☎ 関医院☎

12月の休日

診療時間：午

2日	吉田歯科クリニック☎
9日	吉田歯科診療所☎
16日	吉田歯科医院☎
23日	吉田歯科医院☎
24日	依田歯科医院☎
29日	渡辺歯科医院☎
30日	相川歯科医院☎
31日	阿部歯科医院☎

◎健康保険証と健康手帳(70歳以
◎受診するときは、あらかじめ
◎休日診療についての問合せは

夜間・休日の

消防庁テレホンサー

東京都衛生局 夜間・休日案内所 夜間(午 休日(午

65歳以上の方を対象

誕生日健康

★今月は、12月生

問合せ：保健衛

TOKYO 自立し

特別区制度の改

ビデオ広報

主な内容

第129号（平成2年12月号）12月14日 放映予定
- ●秋の箱根・湯河原路 ～千代田荘2泊3日の旅
- ●創立60周年九段幼稚園
- ●ちびっこたちの〝お城〟 ～富士見児童館

12月中に募集・開始・締切られるものなど

- ・1日(土)～平成3年1月31日(木)……平成3年度保育園入園申込み受付 ：児童課
- ・～4日(火)……生業資金貸付申込み期限 ：福祉部管理課
- ・10日(月)～14日(金)……バスケットボール大会(※実施)参加申込み受付 ：社会体育課

歳時記・メモ	行　事	健　康
17 大安 月	◉移動献血 10時～15時30分(昼を除く) ：丸善お茶の水店前 12時～16時 ：東京駅八重洲北口	◉一般健康相談 9時～10時30分：麹町・神田保健所 ◉機能訓練 13時～15時30分 ：麹町保健所
18 赤口 火	◉第1回文化財講演会「百万都市江戸の形成」 18時30分～20時30分 ：九段社会教育会館	◉1歳6か月児健診(2日制1回目)＝平成元年5～6月生 13時～ ：麹町保健所 ◉3歳児健診(2日制1回目)＝昭和62年10～11月生 13時～ ：神田保健所
19 先勝 水	納期のお知らせ ●固定資産税・都市計画税(第3期)の納期限は12月27日(木)です	◉一般健康相談 9時～10時30分 ：神田保健所 ◉機能訓練 13時～15時30分 ：麹町保健所
20 友引 木	青果物消費者サービスデー（青いノボリの八百屋さんで） ◉広報千代田12月20日号発行 ◉外濠公園テニスコート1月分申込み抽選 13時30分入場締切り ：千代田区公会堂 ◉第2回文化財講演会「江戸の武士と町人の生活」 18時30分～20時30分 ：九段社会教育会館 クリスマスダンスパーティ 13時～ ：高齢者センター	◉1歳6か月児健診(2日制2回目)＝平成元年5～6月生 13時～ ：麹町保健所 ◉3歳児健診(2日制2回目)＝昭和62年10～11月生 13時～ ：神田保健所 ◉療育相談 14時～15時 ：麹町保健所
21 先負 金		◉一般健康相談 9時～10時30分 ：麹町保健所 ●食事相談 10時～16時 ：麹町保健所 ●健康増進コーナー 13時～ ：神田保健所 ●老人精神保健相談 14時～16時 ：麹町保健所
22 仏滅 土 冬至 官公庁閉庁日	ゆず湯（区内のお風呂屋さんでどうぞ！）※小学生以下無料 区立幼稚園終業式	**西神田児童館** 8日(土) こども市 ごご2時30分～かわいい小ものや、たのしいオモチャがいっぱい！ 15日(土) 映画会 ごご2時30分～ディズニー「眠れる森の美女」
23 大安 日 天皇誕生日		**一番町児童館** 1日(土) 映画会 ごご2時30分～「ピノキオ」 5日(水) 駅伝大会 ごご2時30分～4時 15日(土) 観劇会 ごご2時30分～人形劇「3びきのやぎのガラガラドン」他（まるい人形座） 19日(水) 小さな映画会 ごご2時30分～「お化けうんどう会」「神さまがくれたクリスマスツリー」 22日(土) 料理会 ごご2時30分～
24 赤口 月 振替休日		
25 先勝 火 クリスマス 区立小・中学校終業式	◉保養施設平成3年2月分空室予約受付開始：区役所区民課 ①9時～（箱根・湯河原千代田荘） ②13時30分～（嬬恋自然休養村・軽井沢少年自然の家）	◉一般健康相談 9時～10時30分 ：神田保健所 ◉機能訓練 13時～15時30分 ：麹町保健所 ●歯の矯正相談(幼児・学童対象) 13時30分～15時：麹町保健所
26 友引 水 風呂の日	◉移動献血 12時～16時 ：東京駅八重洲北口	
27 先負 木	◉移動献血 12時～16時 ：東京駅八重洲北口	
28 仏滅 金 官公庁仕事納め	◉移動献血 12時～16時 ：東京駅八重洲北口	
29 大安 土		
30 赤口 日		
31 先勝 月 大晦日		

当番医（内科 小児科）

0時 (昼)印は午後5時まで (夜)印は午後5時～10時

3-3569	麹町4-5 第7麹町ビル6階
6-0607	鍛冶町2-8-5
4-3101	九段南4-3-1
2-5977	神田神保町3-2-8
1-1261	平河町1-7
6-3058	神田佐久間町2-13
1-3824	麹町6-4
5-2513	神田司町2-21-10
4-6226	隼町2-15
1-2141	神田淡路町2-8
2-0011	麹町4-4 パシフィックビル
1-5779	外神田6-4-5
0-1800	飯田橋3-9-6
1-3136	外神田3-4-15
1-8727	五番町6
2-5566	神田多町2-11

科診療当番医

9時～午後5時

3-4547	神田神保町1-2-3
1-9103	神田神保町1-19
3-7688	三崎町2-20-3
1-3836	内神田3-7-6
87-6179	岩本町1-7-1 瀬木診療所内
4-1500	鍛冶町1-8-2
56-0517	神田須田町1-10-1
1-7489	神田神保町1-27

の方など)を必ずお持ちください。
で問合せてください。
区役所か出張所へ。

歯、歯科診療は

ス ☎212-2323
時～翌朝9時)☎216-4828
時～午後5時)☎216-4820

診査

れの方が受診を。
都保健課保健係

明日をきずく

皆さんとともに実現しましょう。

今月の区民相談日

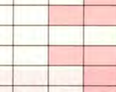

受付時間 13時～15時

- ▶法律相談（毎週水曜日） 5・12・19日
- ▶税務相談（毎週木曜日） 6・13・20日
- ▶人権身の上、行政相談（第2火曜日）11日
- ▶不動産取引相談(第1・3木曜日) 6・20日

◎交通事故・区政・一般相談は、毎日(休・祝日を除く)9時から相談に応じます。 ：広報課広聴相談係

年末年始の休館一覧表

■休館日

施設名＼月日	12/24 月	25 火	26 水	27 木	28 金	29 土	30 日	31 月	1/1 火	2 水	3 木	4 金	5 土	6 日
区役所														
出張所														
ちよだパークサイドプラザ														
〃 プール														
産業会館														
箱根千代田荘														
湯河原千代田荘														
嬬恋自然休養村														
軽井沢少年自然の家														
児童館(5館)														
高齢者センター														
富士見福祉会館														
福祉作業所														
麹町・神田保健所														
千代田・四番町図書館														
四番町歴史民俗資料館														
九段・内神田社会教育会館														
総合体育館														
教育研究所														
福祉バス							（運休）							

カレンダーの見方 ●印は申込みの必要なものですので詳細は広報「千代田」をご覧ください
㊓印は高齢者センターの行事です
印は富士見福祉会館の行事です。

※「区民カレンダー」は毎月20日号の広報「千代田」に折込みます 発行・編集：東京都千代田区企画部広報課 〒102千代田区九段南1-6-11 ☎264-0151代